

民法 1 の成績評価方法／レポートの執筆方法

成績は以下の割合に従って評価します（最初に説明した評価方法の通りです）。

また、レポートの書き方については、注意事項をよく読み作成してください。

成績評価方法	小テスト	100 点	50%
	択一のテスト	30 点	50%
	レポート	70 点	

■小テストについて（合計 100 点）

	得点（満点）	範囲	実施の有無・時期
第 1 回小テスト	20 点	実施の際に指定	実施済み
第 2 回小テスト	20 点		
第 3 回小テスト	20 点		
第 4 回小テスト	20 点		
第 5 回小テスト	20 点	物権変動・不動産 物権変動（授業の 第 19 回～第 22 回）	12 月 1 日～12 月 8 日

■択一テストについて

択一のテスト	30 点	全範囲（民法総則・ 物権法）	2022 年 1 月 12 日 14 時 30 分～21 日 16 時 30 分 ※再受験希望受付：開始～1 月 21 日 12 時まで
--------	------	-------------------	-------------------------------------------------------------------------------

- ・ 択一のテストは民法 1 の全範囲（民法総則・物権法）から出題します。
- ・ 実施方法はこれまでの小テストと同様、webclass によります。
- ・ 実施時間は、（これまでの 45 分とは異なり）60 分です。
- ・ 2022 年 1 月 12 日 14 時 30 分から 21 日 16 時 30 分の間に必ず実施してください。

・通信トラブル等により、正常に択一のテストの回答を送信できなかった場合、件名に【民法 I 択一のテストについて】と示した上で、本文に、学籍番号・氏名・詳細内容を記載し、法務研究科補助室(laws-ra@gakushuin.ac.jp)に連絡して下さい。 なお、通信トラブルによる再受験の希望があった場合、返答までに時間を要する可能性があります（補助室開室時間：平日 10 時～16 時 30 分）。再受験は試験実施期間内でのみ認めます。そのことを考慮したうえで、余裕をもって受験・連絡をして下さい。

■レポート

レポート	満点： 70 点	テーマについては下記の中から 1 つ選ぶ *必要と判断した受講生には、口述試験をします。	締め切り： 2022 年 2 月 1 日（火）
------	-------------	-----------------------------------------------------	----------------------------

【注意事項】

- ・締め切りは、2022年2月1日（火）です。
- ・提出先は webclass です。
- ・テーマを下記から1つ選択してください。（2つ以上選択した場合、無効とします）
- ・字数は、3000字以内です。字数は、本文の文字数です。タイトル、名前、脚注、参考文献を含みません。
- ・1 ページ目に、選択したテーマ、（選択したテーマとは別にタイトルを付ける場合には）タイトル、名前、学籍番号を必ず書いてください。
- ・書籍（教科書、体系書等）、論文（雑誌記事、大学の紀要論文等）を参考に執筆してください。Wikipedia やインターネットのブログは参考文献として不適切です。引用する場合は、きちんと脚注を付して引用元を明らかにしてください。引用を示さないコピペや教科書その他論文の写しは認められません。
- ・参考とした文献は、「参考文献」として最後に載せてください。
- ・必ず各自で作成すること。レポートを見て必要と判断した場合（類似のレポートがある場合や、コピペと思われるような場合）、個別に口述試験を実施することができます。口述試験が必要と判断した受講生については、口述試験を受験しなければレポートの点数はつきません。口述試験はレポートの内容に関するものです。
- ・教科書を単にまとめたものは、レポートとは言えません。単に教科書をまとめたものには点が付きません。
レポートに取り組む上では、複数の文献に当たることが必須です。その上で、文献を比較しながら、それぞれの論者が何を主張したいのか考え、そこを引用します。引用や出典は決まった方法があります。
- また、レポートを書く際には、テーマに基づいて何が問題か、①まず問題提起をし、②調べた見解がそれぞれその問題提起についてどのような論理構成（根拠）に基づいて回答を出

しているか論じ（見解の分析をする）、③最後に結論として自分の見解を述べる必要があります。

レポートの作成方法がわからない場合は、レポートの書き方を調べてから執筆しましょう。レポート作成にあたり役立つ参考文献は下記に掲載しています。

・レポートは、必ず、時間に余裕を持って試験を実施してください。通信トラブルによる提出の遅れについては、救済措置をとりません。

【テーマ】

1. 次の(1)から(5)から1つテーマを選んでください。

* * * * *

- (1) 意思能力を欠いた行為の効力と消費者保護規制の関係
- (2) 動物は「物」(85条) なのか
- (3) 消滅時効における主觀的起算点の意義
- (4) 所有権放棄は認められるか
- (5) 所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の見直し（民法・不動産登記法等一部改正法・相続土地国庫帰属法）に関連する新聞記事を見つけた上で、このような改正が必要になった背景を論じ、以下①～④のうち一つを選んで、論じること。
①相続登記の義務化、②相続土地国庫帰属制度、③土地・建物について新しく設けられた管理制度、④共有制度の改正

* * * * *

2. 【加点事由（15点）】以下の雑誌の中から、上記で選択したテーマに関連する論文（記事）を一つ選んでください。

初学者向けの雑誌	法学教室	① 左の雑誌の中から、10年以内に出版された記事（3頁以上ものに限る）を選ぶこと。 ② レポートの中に、選んだ記事を引用し、その記事の要約（800字以内）を含めること。レポートの中に組み込むこと。レポートと別に要約を求めているわけではありません。 ＊論文の出典方法に従って、引用すること（引用方法については、別のファイル「文献探索ツアーア」を参照のこと）。 ③ レポートの最後に、参考文献として、要約した論文を示すこと。 その際、論文の出典の後に、「(要約)」と書くこと。 以上の要件を満たしていた場合に、「レポートの点に15点を加点します。（レポートは70点満点ですので、加点しても、最大で70点です。）
	法学セミナー	
法律総合雑誌	ジュリスト	① 左の雑誌の中から、10年以内に出版された記事（3頁以上ものに限る）を選ぶこと。 ② レポートの中に、選んだ記事を引用し、その記事の要約（800字以内）を含めること。レポートの中に組み込むこと。レポートと別に要約を求めているわけではありません。 ＊論文の出典方法に従って、引用すること（引用方法については、別のファイル「文献探索ツアーア」を参照のこと）。 ③ レポートの最後に、参考文献として、要約した論文を示すこと。 その際、論文の出典の後に、「(要約)」と書くこと。 以上の要件を満たしていた場合に、「レポートの点に15点を加点します。（レポートは70点満点ですので、加点しても、最大で70点です。）
	論究ジュリスト	
	法律時報	
	民商法雑誌	
私法を中心とした雑誌	月刊登記情報	① 左の雑誌の中から、10年以内に出版された記事（3頁以上ものに限る）を選ぶこと。 ② レポートの中に、選んだ記事を引用し、その記事の要約（800字以内）を含めること。レポートの中に組み込むこと。レポートと別に要約を求めているわけではありません。 ＊論文の出典方法に従って、引用すること（引用方法については、別のファイル「文献探索ツアーア」を参照のこと）。 ③ レポートの最後に、参考文献として、要約した論文を示すこと。 その際、論文の出典の後に、「(要約)」と書くこと。 以上の要件を満たしていた場合に、「レポートの点に15点を加点します。（レポートは70点満点ですので、加点しても、最大で70点です。）
	銀行法務21	
	エヌ・ビー・エル (NBL)	

*以下の雑誌については、学外からオンラインでもアクセスできます（図書館のホームページにある「オンライン・データベース」からアクセスしてください。）

- ・法学教室（TKC ローライブラリー：有斐閣コンテンツ）
- ・ジュリスト（TKC ローライブラリー：有斐閣コンテンツ）
- ・論究ジュリスト（TKC ローライブラリー：有斐閣コンテンツ）
- ・法律時報（LEX/DB 法律雑誌データベース：法律時報）
- ・民商法雑誌（TKC ローライブラリー：有斐閣コンテンツ）

以上の雑誌以外で一覧に示した雑誌は、オンラインで閲覧することはできません。図書館で閲覧してください。

なお、選択する論文は、直接、テーマに答えを提供するものでなくともかまいません。例えば、テーマのうち(2)を選択した場合、85条の「物」の要件について論じた論文を引用した上で、その「物」の要件が「動物」に当てはまるのか論ずるということも可能です。

レポートの書き方がわからない場合は、下記の書籍が役に立ちます。

- ・田高寛貴、秋山靖浩、原田昌和『リーガル・リサーチ & リポート（第2版）』（2019年、有斐閣）（こちらの書籍の抜粋をwebclassに掲載します）
 - ・弥永真生著『法律学習マニュアル（第4版）』（2016年、有斐閣）
- *法文書の作成については、上記以外にも本は出版されていますし、インターネットを検索して書き方を学ぶこともできるでしょう。

以上